

発議第12号

令和6年12月17日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会議員 宮嶋 良造

賛成者 木津川市議会議員 西山 幸千子

木津川市議会3月定例会で採択された請願内容の実施を
求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

木津川市議会 3月定例会で採択された請願内容の
実施を求める意見書（案）

令和6年第1回定例会において本市議会が請願採択した「木津川市長に対して、木津西出張所のあり方に関わり、対象地域住民へ説明会を行うように要請すること」に対し、9月3日開催の相楽中部消防組合管理者会議において「住民説明会は行わない」と決め、全世帯へ新消防庁舎に係る周知用チラシを配布しました。しかし、市民が求め市議会が採択したのは、住民説明会の開催であり「周知方法についての意見」ではないと考えます。

あらためて木津川市議会として木津西出張所の在り方に関わり対象地域住民へ説明会を行うように相楽中部消防組合に要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月17日

木津川市議会議長 長岡 一夫

提出先：相楽中部消防組合管理者